

反動の嵐に抗して！

2011年
2月15日
No.10

JR 東海労働組合
台車検査車両所分会
発行者 西村泰弘
編集 教宣部

職場要求シリーズその3

曖昧な作業分担に問題あり！！

申9号に基づく台車検査車両所分会の職場要求に関する支社回答（関西業務ニュースNo.147参照）の問題点をさらに検証していきたいと思います。

現在台検職場では、職階級を無視したB担務（検査係）C担務（車両係）指定が行われています。このことに対し会社は「職名と実作業上の担務は必ずしも同一とはならない。担務指定にあたっては、その職場における一定の経験・知識・技能等を総合的に判断し操配している」と回答している。一見もっともと思えるが何のことはない、その判断は全て恣意的であり、職場の多くの社員からは「何のための昇進制度なのか」「なぜベテラン社員がいるのに経験の浅い社員が検査をやっているのか」などと不満は渦巻くばかりです。

車両係のB担務指定にはS等級並みの手当を支給せよ！

またJ等級の社員がB担務を任されて「認められた」などと喜んでいる場合ではありません。当然B担務にはC担務の行った作業にも責任を求められます。だからこそ会社は職階級を設けてそれに応じて賃金にも格差を設けています。さらに昇進するには、技術力や経験を判断のもとに試験にパスしなければなりません。要はJ等級の社員に責任だけを押し付けて、安い賃金で社員をこき使おうとする会社の魂胆が透けて見えます。上位職の責任を負わせられた社員は、それなりの手当なり賃金を受け取るのが当たり前ではないでしょうか？

B、Cの担務を明確にせよ！

B、C担務の指定について、会社は「分担表により各担当を明らかにしている」と回答していますが、しかし現場の分担表では、どこがB担務、C担務の作業なのかは明らかにされていません。支社が現場を把握していない実態が明らかになりました。このようにB、C担務を曖昧にすることにより、特定の社員を6階に上げるなど出面の要員配置を容易に行う目的があるのではないのでしょうか？

身近な職場の問題に声を上げていきましょう！！